

令和元年度文部科学省委託

「デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

学習者用デジタル教科書の無償貸与による効果検証に関する参加者募集

## 【協力校申請規約】

### (運営方針)

本事業は、学校教育法34条第2項及び第3項の定めにより、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合に、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できるようになったことに伴って、視覚障害や発達障害等の障害がある児童生徒や日本語に通じない児童生徒等についての学習者用デジタル教科書の利用の普及を図るものである。

本事業に協力する教育委員会もしくは学校（以下、協力校とする。）は、教科書発行者より一定期間無償で提供される学習者用デジタル教科書または教科書に準拠したデジタル教材（副教材）を、視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じない等の事由がある特別な配慮を必要とする児童生徒が使用することによる、教科書へのアクセスの確保その他の効果・影響に関する効果検証に協力するものとする。

### (利用規約)

本事業への協力に当たっては、以下の事項を遵守すること。

#### 一 教科書発行者が発行する利用規約の遵守

教科書発行者より一定期間無償で提供される学習者用デジタル教科書等を利用するにあたり、当該教科書発行者が発行する利用規約を遵守することとする。

#### 一 学習者用デジタル教科書等を利用するための準備

教科書発行者より一定期間無償で提供される学習者用デジタル教科書等を利用するための環境（端末、ネットワーク等）は教育委員会または協力校にて用意すること。なお、利用するためのインストール作業（事業終了後のアンインストール作業含む）、児童生徒への使用方法の説明については協力校にて実施すること。

#### 一 学習者用デジタル教科書等の利用時における留意点

協力校は教科書発行者が用意している利用方法のマニュアル等を参照して利用すること。（原則、使用する上でのサポートはございません）

一 本事業における利用条件の遵守

協力校は、教科書発行者より一定期間無償利用が許可されたライセンス数等の利用条件を遵守すること。

一 アンケート調査への協力

協力校は、学習者用デジタル教科書等の使用後に実施する児童生徒又は教師等へのアンケート調査に協力すること。

一 本規約の有効期間

本規約の有効期間は、本事業への参加表明日から、令和2年3月31日までとする

以上